

南伊勢町浄化槽市町村整備推進事業
南伊勢町合併浄化槽設置整備事業補助金



南 伊 勢 町

上下水道課 生活排水担当

TEL : 0596-77-0010

FAX : 0596-76-0279

E-mail : jougesuido@town.minamiise.lg.jp

浄化槽市町村整備推進事業

浄化槽市町村整備推進事業とは、町が事業主体となり、対象区域内に浄化槽の設置整備を行い、浄化槽法に基づいた法定検査、保守点検や清掃等の維持管理を町が行う事業です。維持管理に必要な費用は、使用料により賄っています。

■浄化槽工事

〈対象区域〉

- ・ 浄化槽市町村整備推進事業の事業採択がなされた処理地域
(南勢地区) 泉・神津佐・下津浦・木谷・押淵・始神・迫間浦
(南島地区) 下水道認可(計画)区域を除く全地域

〈対象建築物及び人槽区分〉

- ・ 一般住宅・店舗・事務所・作業場等
- ・ 5人槽～50人槽

〈工事の範囲区分〉(図1)

(町が実施する工事)

- ・ 浄化槽本体の設置工事(ブロウ(送風機)の設置・スラブコンクリート工事含む)
- ・ 流入管1m及び放流管の工事

(申請者が実施する工事)

- ・ 住宅改修(浴室、トイレ、台所等)工事
- ・ 浄化槽までの宅内配水管設置工事

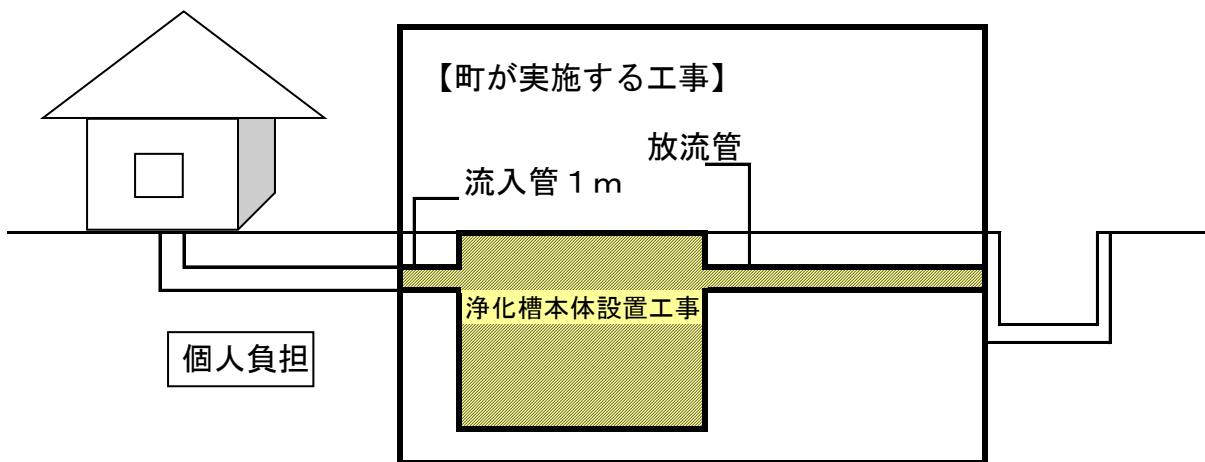


図1. 浄化槽設置工事の範囲区分

〈申請者が負担する経費〉

- ・ 加入分担金(一律10万円)
- ・ 工事負担金(基準額を超えた場合、超過分を役場と申請者で折半)※別表1参照
- ・ 申請者が実施する工事にかかる費用全額

〈人槽の決定〉

- ・ 浄化槽の人槽は、建築基準法施行令の規定に基づき、日本工業規格(JIS)「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」に定められた計算式を用いて決定します。(別表2)

〈その他の要件〉

- ・ 毎年度3月31日までに設置完了できる方

上記の内容をご理解いただき、この事業により浄化槽の設置をご希望の方は、次の申請書を提出して下さい。

〈設置申請様式〉

- ① 設置申請書（住宅付近平面図、各階平面図を含む）
- ② 土地使用承諾書

別表 1 【工事上限額】

用途種類	上限額	備 考
5人槽	1,400,000	上限額を超えた場合 役場と申請者で折半 例 5人槽で基準額を超えた場合 上限額 140万円 工事費 160万円 超過額 20万円 役場負担 10万円 個人負担 10万円
7人槽	1,700,000	
10人槽	2,000,000	
11～15人槽	2,500,000	
16～20人槽	3,500,000	
21～25人槽	4,300,000	
26～30人槽	5,000,000	
31～40人槽	5,700,000	
41～50人槽	6,500,000	

別表 2 【建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準】（抜粋）

番号	建 築 用 途				処理対象人員		備考
					算定式	算定単位	
1	住宅施設関係	イ	住宅	$A \leq 130\text{m}^2$ の場合	$n=5$	n：人員（人）	
		ロ	住宅	$130\text{m}^2 < A$ の場合	$n=7$	A：延べ面積（ m^2 ）	
2	店舗関係	イ	店舗・マーケット		$n=0.075A$	n：人員（人） A：延べ面積（ m^2 ）	
		ロ	飲食店	一般の場合	$n=0.72A$		
				汚濁負荷の高い場合	$n=2.94A$		
				汚濁負荷の低い場合	$n=0.55A$		
3	事務所関係	イ	事務所	業務用厨房有の場合	$n=0.075A$	n：人員（人） A：延べ面積（ m^2 ）	
				業務用厨房無の場合	$n=0.06A$		
4	作業場関係	イ	作業所 他	業務用厨房有の場合	$n=0.75P$	n：人員（人） P：定員（人）	
				業務用厨房無の場合	$n=0.30P$		

※その他の建築用途については、上下水道課までお問合せ下さい。

■維持管理

使用料により、浄化槽法に基づいた維持管理を行なっています。

〈保守点検〉

- ・浄化槽の機能が良好な状態で維持されるよう、汚泥（微生物）の管理や槽内の装置・付属機器の点検、調整、修理をする作業です。浄化槽法では年3～4回実施することが定められています。



〈清掃〉

- ・浄化槽の機能を十分に発揮させるため、槽内にたまった汚泥、異物等の引出し及び機器類の洗浄、清掃を行なう作業です。浄化槽法では年1回以上実施することが定められています。



〈法定検査〉

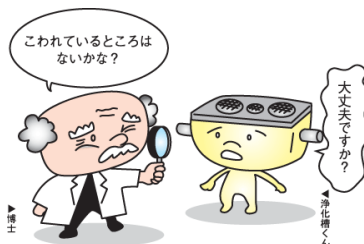
- ・浄化槽の定期健康診断ともいわれ浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断する検査です。浄化槽法では年1回検査を受けることが定められています。三重県指定の検査機関（三重県水質保全協会）が行ないます。

（7条検査）

使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に実施します。（初回のみ）

（11条検査）

外観検査・水質検査・書類検査の3種類で、毎年1回定期的に行ないます。



〈使用者の負担する経費〉

- ・浄化槽使用料（別表）
- ・保守点検と清掃作業時に要する水道料金
- ・使用者の責任による浄化槽関係施設の修繕費

※浄化槽使用料は、使用開始の翌月以降毎月25日に指定金融機関から引き落としさせていただきます。（土・日・祝祭日の場合は翌営業日となります。）

納付書による支払いの場合は毎月、納付書を送付させていただきますので指定の金融機関で支払いをお願いします。詳しくは6・7ページをご覧ください。

南伊勢町合併浄化槽設置整備事業補助金

南伊勢町合併浄化槽設置整備事業補助金とは対象区域内において、個人で設置していただいた合併浄化槽に対し、補助金を交付する事業です。

■浄化槽工事

＜対象区域＞

- ・下水道計画区域
- ・下水道認可区域および浄化槽市町村整備推進事業の処理地域以外の地域

＜対象建築物及び人槽区分＞

- ・一般住宅
- ・5人槽～10人槽

＜人槽の決定＞

- ・浄化槽の人槽は、建築基準法施行令の規定に基づき、日本工業規格（JIS）式を用いて決定します。（表1）

表1【建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準】（抜粋）

番号	建 築 用 途			処理対象人員		備考
				算定式	算定単位	
1	住宅施設関係	イ 住宅	$A \leq 130\text{m}^2$ の場合	$n=5$	n：人員（人）	
		ロ 住宅	$130\text{m}^2 < A$ の場合	$n=7$	A：延べ面積（ m^2 ）	
		ハ 住宅	2世帯住宅の場合	$n=10$	n：人員（人）	

＜限度額・新築＞

- ・ 5人槽 112,000円
- ・ 7人槽 138,000円

＜限度額・改築（単独浄化槽・汲取りからの転換）＞

- ・ 5人槽 332,000円
- ・ 7人槽 414,000円

※補助金の額は変更になる場合があります。

＜その他の要件＞

- ・ 町に住所を有する者。（町に1年以上定住している者）
- ・ 水道給水区域内の者
- ・ 住宅等を借りている者で、貸借人の承諾が得られる者
- ・ 毎年度3月31日までに設置完了できる方
- ・ 合併浄化槽の排水を流す放流先（側溝、河川、海域、湖沼など）がある者
※放流先がない場合、県の要綱に従って地下浸透ができる者
地下浸透ができる場合の例
 - ・ 浸透枳の位置から水平距離30m以内に隣地がない場合

浄化槽使用料金早見表

【消費税10%】

m ³	浄化槽使用料	m ³	浄化槽使用料	m ³	浄化槽使用料	m ³	浄化槽使用料	m ³	浄化槽使用料
1	770	21	2,706	41	6,226	61	9,746	81	13,266
2	770	22	2,882	42	6,402	62	9,922	82	13,442
3	770	23	3,058	43	6,578	63	10,098	83	13,618
4	770	24	3,234	44	6,754	64	10,274	84	13,794
5	770	25	3,410	45	6,930	65	10,450	85	13,970
6	770	26	3,586	46	7,106	66	10,626	86	14,146
7	770	27	3,762	47	7,282	67	10,802	87	14,322
8	770	28	3,938	48	7,458	68	10,978	88	14,498
9	770	29	4,114	49	7,634	69	11,154	89	14,674
10	770	30	4,290	50	7,810	70	11,330	90	14,850
11	946	31	4,466	51	7,986	71	11,506	91	15,026
12	1,122	32	4,642	52	8,162	72	11,682	92	15,202
13	1,298	33	4,818	53	8,338	73	11,858	93	15,378
14	1,474	34	4,994	54	8,514	74	12,034	94	15,554
15	1,650	35	5,170	55	8,690	75	12,210	95	15,730
16	1,826	36	5,346	56	8,866	76	12,386	96	15,906
17	2,002	37	5,522	57	9,042	77	12,562	97	16,082
18	2,178	38	5,698	58	9,218	78	12,738	98	16,258
19	2,354	39	5,874	59	9,394	79	12,914	99	16,434
20	2,530	40	6,050	60	9,570	80	13,090	100	16,610

基本料金 1,500円 浄化槽使用料金＝基本料金－電気使用料＋超過料金＋消費税

超過料金 160円 ※10m³までが基本料金

電気使用料 800円 ※一律基本料金から差し引く

お支払いについて

浄化槽使用料は、水道使用量及び井戸水使用量をもとに算定し、使用月の翌月に水道使用料と合わせて請求をさせていただきます。メーター検針時にお渡しする「ご使用水量・料金のお知らせ」にて請求予定金額をお知らせします。お支払い方法については、「口座振替」もしくは「納入通知書払い」にてお受けします。

○口座振替によるお支払い

毎月25日(休日の場合は翌営業日)に指定金融機関のお客様の預金口座から振替をさせていただきます。残高不足等で振替ができなかった場合は、翌月に再度振替をさせていただきます。なお、口座振替が済みました料金(領収金額)は、次回の検針時の「使用水量・料金のお知らせ」によりお知らせします。

【指定金融機関】

- ・伊勢農業協同組合
- ・百五銀行
- ・東日本信用漁業協同組合連合会(三重のみ)
- ・三十三銀行
- ・ゆうちょ銀行
- ・みずほ銀行
- ・三菱UFJ銀行

【注意事項】

- ・お申し込みただいてから手続きに1ヶ月程度の期間が必要ですので、それまでの間は、お送りする納入通知書でお支払いください。
- ・すでに水道使用料の支払方法が口座振替で、新しく浄化槽に加入される場合の支払方法は、自動的に水道使用料の振替口座と同じ口座になります。

口座振替の申し込みについて

- お客様番号がわかるもの(検針お知らせ票・料金の領収証書など)
- 預金通帳
- 口座にお使いの印鑑
- 口座振替依頼書

以上の4点をお持ちのうえ、お取引の金融機関窓口で手続きをお願いします。

○納入通知書(請求書)によるお支払い

毎月15日(休日の場合は前営業日)にお客様宛てに納入通知書を送付させていただきますので、下記の指定納付場所にてお支払いをお願いします。

【指定納付場所】

- ・伊勢農業協同組合
- ・百五銀行
- ・東日本信用漁業協同組合連合会(三重のみ)
- ・三十三銀行
- ・ゆうちょ銀行及び郵便局(三重・愛知・岐阜・静岡のみ)
- ・南伊勢町役場(南島庁舎・南勢庁舎)
- ・コンビニエンスストア
MMK設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブンイレブン、
デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハナマスクラブ、
ファミリーマート、ポプラ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、タイエー、
ヤマザキデイリーストアー、ローソン、ミニストップ、ローソンストア100
- ・スマートフォンアプリ
PayPay、PayB

【注意事項】

- ・金額が訂正されているもの、バーコードの印字がないもの、バーコードの印字があっても機械で読み取れないもの、金額が30万円を超えるものはコンビニエンスストア・スマートフォンアプリでの納付はできません。
- ・納期限を過ぎたものはスマートフォンアプリでの納付はできません。
- ・スマートフォンアプリでのお支払いには、専用アプリのインストールと利用登録が必要です。
- ・スマートフォンアプリでのお支払いでは、領収証書は発行されません。
- ・スマートフォンアプリでお支払いをされる際の通信料等は利用者負担となります。
- ・上下水道課(南島庁舎)、総合受付(南勢庁舎)以外の指定納付場所では納入通知書の発行ができませんので、紛失等した場合は上下水道課(南島庁舎)まで連絡をお願いします。

浄化槽の使用に当たり、次の事を守ってください。

① てんぷら油、灯油等の油類を流さない。

油・油脂肪類を流しますと、長い年月の間に少しずつ配管の内側に付着し、配管が詰まっていき排水が流れにくくなります。新聞紙等にしみこませて燃えるゴミとして処理してください。また処理場で汚水をきれいにするバクテリア類に悪い影響が出て処理水が悪化してきます。



② おむつ・生理用品・ビニール・プラスチック・タオル等布類・段ボール紙類等、水に溶けないものを流さない。

水に溶けないものを流しますと、汚水を送っていくポンプ類が詰まりひどいときには汚水があふれることにもなりかねません。また、たびたびポンプ類が詰まるとポンプが故障することになり、余分に修繕費もかかることになります。水洗便所には、トイレトペーパー以外の紙は使用しないでください。



③ 酸・アルカリ・塩素类等薬品類及びリン入り洗剤を使用しない。

洗剤の使用は適量で使用する。

処理場で汚水をきれいにするバクテリアに害を与え、バクテリアが死んだり活動が弱まったりして汚水をきれいにする能力が下がり処理水が悪化してきます。



④ クリーンマス等の定期的な点検をする。

髪の毛や石鹸カス等が排水カゴに溜まってくるので、定期的に点検をしてください。清掃を行わないと配管が詰まり、汚水が逆流することがあります。

⑤ 排水設備に排水する汚水は家庭雑排水および、し尿に限り排水し雨水は流さない。

雨水が流入するとポンプや処理場に負担がかかり故障や維持管理に影響がでます。